

## 【お知らせ】台風19号に係る宅地建物取引士資格試験受験手数料の返還について

このたびの台風19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

令和元年度の受験申込みされている方で、台風19号により被災し、受験できなかった方は、受験手数料（7,000円）を返還いたしますので、下記の書類を添えてお申し出ください。

### ① 受験手数料返還請求書

\* 任意の用紙に、①住所、②氏名・フリガナ、③生年月日、④電話番号、⑤返還先の口座（金融機関名・支店名・口座番号・口座種別・口座名義・フリガナ。本人名義に限る。）を記入してください。

### ② 令和元年台風第19号に伴う「り災証明書」又は「被災証明書」（市区町村発行のもの）（注1）、（注2）

【送り先】〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3階  
一般財団法人 不動産適正取引推進機構 試験部（電話：03-3435-8181）  
\* 返還請求書の提出は、令和2年3月31日（火）までをお願いします。

注1：郵便での申し出が困難な方は、上記「送り先」にお電話をください。

注2：令和元年10月19日現在、災害救助法の適用を受けた市区町村名は、以下を参照してください。

令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用について【第13報】

[http://www.bousai.go.jp/pdf/r1typhoon19\\_relief13.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/r1typhoon19_relief13.pdf)